基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年八月四日を基準日と定め、同日十五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十九年八月十一日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十九年七月二十日

東京都港区西新橋二丁目三五番二号ハピウル西新橋七階

株式会社リアルエステートテクノロジーズ

代表取締役　金井　和彦

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年八月四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年七月二十日

横浜市鶴見区駒岡二丁目一番四三号

株式会社大紀陸運

代表取締役　青木　義信

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年八月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年七月二十日

香川県観音寺市大野原町花稲一二五八番地

合音精麦株式会社

代表取締役　合田　拓宣

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である中森清治が退任することに対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年七月二十日

北海道札幌市豊平区豊平六条六丁目五番四〇―一四〇三号　MICKEYNET,L.L.C.

日本における代表者　中森　清治

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である下山秀夫が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年七月二十日

東京都西東京市田無町三丁目一番四号

グージックテクニカルサービス

日本における代表者　下山　秀夫

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である小松博志が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十九年七月二十日

東京都品川区東品川四丁目一三番一四号

ＬＧ　Ｄｉｓｐｌａｙ株式会社

日本における代表者　小松　博志

限定承認公告

本籍東京都江戸川区平井五丁目一六番地二、最後の住所東京都江戸川区東小岩六の一一の一四メゾン松一〇一

被相続人　亡　木下　俊貴

右被相続人は平成二十九年三月七日死亡し、その相続人は平成二十九年七月十一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十日

千葉県千葉市稲毛区宮野木町一二八六の七六

限定承認者　木下　裕貴

限定承認公告

本籍三重県四日市市あかつき台一丁目一番地八六、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　伊藤　英雄

右被相続人は平成二十八年十二月三十日死亡し、その相続人は平成二十九年七月七日津家庭裁判所四日市支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十日

愛知県刈谷市築地町一丁目三〇番地一　グローリアス刈谷築地町第二一二〇一号

限定承認者　髙野　典彦

限定承認公告

本籍愛知県知多郡美浜町大字野間字須賀一一四番地、最後の住所京都市西京区大枝西新林町五丁目二一番地一八

被相続人　亡　池谷　笙太

右被相続人は平成二十九年三月十三日死亡し、その相続人は平成二十九年七月十日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十日

京都市西京区大枝西新林町五丁目二一番地一八

相続財産管理人　池谷　成人

任意清算公告

当社は、平成二十九年六月三十日をもって解散し、総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年七月二十日

神奈川県横浜市戸塚区名瀬町七八一番二四

スターブレイン合資会社

無限責任社員　星野　邦彦

任意清算公告

当法人は、平成二十九年六月三十日をもって解散し、司法書士法第四十六条第三項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年七月二十日

鹿児島市照国町一三番四一号

司法書士法人照国総合事務所

清算人　宮原　慎吾

出資一口の金額の減少公告

平成二十九年六月三日開催の本組合の臨時総会において、出資一口十万円を一口一万円に減少することとし、現在の一口十万円は、十口十万円とする旨の決議をいたしました。

この減少に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にその旨を申し出て下さい。異議の申し出がないときは、異議のないものとみなします。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告いたします。

平成二十九年七月二十日

神奈川県横浜市神奈川区片倉四―二四―三―一〇五　協同組合かながわビルコン

代表理事　大川　貴久

優先資本金の額の減少公告

当社は、平成二十九年七月十一日開催の臨時社員総会において、優先資本金の額金二十九億七千四百五十五万円を金二千三百七十万円減少して、金二十九億五千八十五万円とし、発行済優先出資総口数五万九千四百九十一口を一口に対して金五万円をもって四百七十四口有償消却して、五万九千十七口にすることを決議したので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、消却に要する金額　金二千三百七十万円

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十八年十二月二十二日付官報号外第二八四号の八十八頁に掲載されていますが、右公告に係る訂正公告を平成二十八年十二月二十八日付官報三十二頁に掲載しております。

平成二十九年七月二十日

東京都新宿区下宮比町一番四号

全国住宅運用2号特定目的会社

取締役　石田　泉

訂正公告

平成二十九年六月二十七日（号外第一三七号）掲載の第五十三期決算公告（枠組）中、「流動資産」「3,152,850」とあるは「流動資産」「3,142,413」、「**資産合計**」「**5,181,409**」とあるは「**資産合計**」「**5,170,972**」、「流動負債」「2,711,955」とあるは「流動負債」「2,701,518」、「**負債・純資産合計**」「**5,181,409**」とあるは「**負債・純資産合計**」「**5,170,972**」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

平成二十九年七月二十日

福井県福井市浅水町一〇二―一〇

福井ダイハツ販売株式会社

代表取締役社長　西村　長三

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月二十日付第一五六号八　〇ページ●同日付政府調達第一三六号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、六四一円（本体二、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）